

中間前金払の運用指針

1 中間前金払制度の内容

(1) 対象公共工事

- ア 建設工事（建設工事に係る設計及び調査並びに建設工事に係る工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、原則として年度内完成工事に係るものとするが、翌年度にわたって債務を負担することとした工事及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）並びに繰越明許費に指定された経費による工事についても対象とする。
- イ なお、契約に当たり、富士吉田市財務規則第77条の規定による部分払を選択した工事にあっては、中間前金払を行わないこととする。

(2) 中間前金払の対象となる経費の範囲

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事一件の請負代金の額が1,000万円以上かつ工期が150日以上の建設工事であって、次の要件に該当するものに係る当該工事の材料費等（注）に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り、前金払をすることができるものとする。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当すること。

このとき、債務負担行為等に係る契約において、「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて、この規定を準用するものとする。

（注）当該工事の材料費等とは、地方自治法施行規則付則第3条第1項に規定する「当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料」を指す。

(3) 中間前金払の場合

請負代金額の10分の2以内とする。

ただし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(4) 2以上の会計年度にわたる工事に係る特例

① 債務負担行為等の場合

ア 初年度の出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みがある場合

当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。その後、各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払について、当該年度の出来高に対して部分払をすることができる。但し、中間前金払を選択した工事であるので、まず初年度の出来高予定額に対する中間前金払の支払請求を優先させ、これを支払った後、部分払を行う。なお、翌年度の中間前払金については、翌年度の出来高相当額に対する中間前金払の請求をすることができるものとする。

イ 初年度の出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みがない場合

各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができる。また翌年度になって中間前金払の要件を満たし請求をする場合は、翌年度の出来高予定額に対する2／10以内の額を請求するものとする。

② 繰越明許費の場合

翌年度にわたる契約における中間前払金を請求する場合は、契約締結当初の請負代金額に対する2／10以内の額を請求するものとする。

2 中間前金払の設定方法について

(1) 請負者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の2分の1、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも2分の1（債務負担行為等にあっては、出来高予定額の2分の1）以上であるかを確認するものとする。（前項1－（2）による。なお、同1－（2）－ウによる作業経費の実績については、同イによる工事実績の確認ができれば、明らかに請負代金の額の2分の1を下回る場合を除き、確認できたものとみなす。）

この場合、進捗が金額面でも2分の1以上であることを認定するために必要な資料は、富士吉田市工事請負契約約款第11条及び山梨県土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1－1－24に基づく工事履行報告書（別紙様式1）とし、その認定は、認定請求書（別紙様式2：請負者2部作成）の作成時点における現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うものとする。

（注）本項は、出来高の数値に疑義がある場合に、当該数値の根拠となる資料の提示等を求める発注者としての権利を排除するものではない。

(2) なお、当該認定に当たり、請負者が提出する資料についての内容に不備もしくは提

出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から 7 日以内に通知を行うこととする。

3 認定調書等及び支払いについて

- (1) 前項2の認定による結果、中間前金払が妥当であると認めるときは、認定調書（別紙様式3：所轄所属長印）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管することとする。
- (2) 請負者から中間前払金の保証証書前払金保証契約書の寄託を受ける場合は、当該証書原本を提出させることとし、契約課が保管することとする。
- (3) 契約約款第34条第3項に基づく中間前払金に係る請求（別紙様式4）があったときは、当該支払い請求を受けた日から20日以内に当該支払を行い、現下の景気対策の必要性を考慮し、その迅速化に努めることとする。

4 中間前金払と既済部分払の選択について

請負代金の一部を工期中途において支出する必要がある場合で、これを中間前金払により行うか又は、既済部分払により行うかについて、そのいずれかを選択させた上で、これを約定しておくものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

- (1) 中間前金払と既済部分払の選択該当工事にあっては、入札後、落札者に「中間前金払・部分払の選択について」（別紙様式5）を交付し、契約締結時に提出させる。
- (2) 入札公告又は競争入札通知書（富士吉田市財務規則様式第78号（第193条関係））に入札条件として記載するものとし、契約書に別紙1を添付して、いずれかの項を削除し、発注者及び請負者双方が割印（訂正印）することにより、契約書上、支払方法を明らかにしておくこととする。

5 中間前金払制度の適用時期

平成21年4月1日以降の公告及び指名通知をする工事から中間前金払を適用するものとする。

別紙 1

- ・中間前金払を適用する

この場合において、第37条は適用しない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許に係る工事）については、各年度末の部分払に限り適用する。

- ・部分払を適用する

この場合において、第34条第3項及び第4項は適用しない。